審　査　請　求　裁　決　書

審査請求人　[redacted]

代　理　人　[redacted]

関係保護の実施機関　香美市福祉事務所長　法　光　院　　晶　一

当該不服の処分等　平成１９年６月２０日付け生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」という。）

平成１９年８月１７日付けで提起された行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

１　主文

平成１９年８月１７日付けで提起された審査請求は容認する。よって、香美市福祉事務所長が平成１９年６月２０日付けで審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。

２　理由

(1)　審査請求の概要

審査請求人 [redacted]（以下「請求人」という。）は、生活に困窮したとして平成１９年５月１６日に香美市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法（以下「法」という。）による保護申請を行った。

これに対し処分庁は、請求人は検診命令の結果、就労可能であることから、法第４条第１項の要件に欠けるとして、平成１９年６月２０日付けで原処分を行ったと

ころ、請求人は原処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成１９年６月２０日付けで原処分を受けたことについて納得できず、その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

本件審査請求の趣旨は、処分庁の行った平成１９年６月２０日付け保護申請却下処分が、生活保護法の目的から逸脱した違法処分であるとして、処分の取り消し及び保護の適用を求めているものと解する。

しかし、本件処分は、以下に述べる認識と判断に基づき行われたもので、生活保護法上当然の処分であり、何ら違法、不当なものではない。

もとより生活保護法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（生活保護法第４条）ものである。本件請求人は、妹の夫から経済援助の打ち切りを告げられ、生活困窮状態にあったことは認められるものの、自らの能力を活用し、就労収入を得ることで、困窮状態から脱しようとする努力は何らなされておらず、その限りで法第４条に定める保護の要件を満たしていなかったものである。審査請求の理由では処分後、「生きるために」求職活動を開始した旨の記述があり、結果として請求人自ら、それまでの能力不活用を認めている。

医学的所見では、請求人の訴える高血圧症、Ｃ型肝炎、脊椎症及び変形性膝関節症について、治療の必要性は認めるものの、受療しながらの稼働は可能と診断されている。本件の処分に当たっては、二度の検診命令による臨床検査を実施し、的確な病状把握に努めた。一度目の内科受診で、就労可能と診断された後、膝痛、手足の痺れの訴えが繰り返しあったことから、内科精密検査と併せて整形外科も受診させた。結果は再度、稼働可能が認められた。加えて、担当医師から主訴の現症、診療の要否及び稼働能力について、入念な聴き取り調査を行った。病状は正確に把握されており、就労可能との判断に疑問の余地はない。また、処分庁が行った請求人からの聴き取り調査でも、日常生活及び就労活動を極度に制限する傷病、障害を認めることはできず、就労努力を行うよう助言指導を行っている。

請求人は労働能力を有し、就労を阻害する条件もなかったにもかかわらず、処分庁の指導指示に従うことなく、就労のための努力をしなかったのであるから、自らの努力を怠っていたものと言うべきものであり、保護の必要要件を欠いたと言わざるを得ない。このような場合、厚生労働省社会・援護局通知では、申請を却下することと明示されている。

以上のことから、本件処分の適法性、正当性は明らかである。

(4)　請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

1　請求人に対して実態調査があったこと及び求職活動を行うよう指導があったことにつき認める。ただし、厚生労働省・援護局長通知に基づく指導であったこと及び同通知の内容は不知。その際体調不良を訴えた。

2　処分庁の請求人が「無為に日常生活を営んでおり」「能力活用について指導をを行ったが、これに従わなかった」の主張は争う。請求人は体調不良の状態でありながらも、本件申請後の処分庁の指導に従って、求職活動を行ったが採用に至らなかったものであり、可能な限り求職活動に努力していた。

また、求職活動の顛末については、請求人から処分庁に報告しているところ、処分庁は当然その事実を知っているにもかかわらず、弁明書においてその事実を触れないまま、「指導に従わなかった」と事実に反した主張をしている。

3　請求人の「結果的には職を得るに至っていないが、このような体調でも求職活動を行っている努力を福祉事務所は評価すべきである」との主張に対する、「本件処分と直接関係ない」との主張は失当である。処分庁の稼働能力活用指導と、それに対する申請人の就労努力とは、本件処分の是非に深く関わる。

体調不良や病状の訴えは、稼働能力を判定する前段の基本的要因である。処分庁は調査訪問時に申請人に対して就労指導をしているが、この時点で就労活動可能と判断していたのであれば、その後に処分庁が検診命令を２度指示したことと矛盾する。申請人は体調不良で働けず生活に困って申請しているのであるから、まず、病状把握が必要であり、その主訴を無視した就労指導は、適正手続きに違背する。

4　請求人は体調不良にありながらも可能な限りの仕事を確保に取り組んでいるが、高知県内の求人状況は不況下にあり、高年齢者に対する求人は極めて少ない状況である。請求人は低学歴で資格を取得しうる就労歴は無く、単純労務等に限定された稼働能力はある。従って、仮に請求人が良好な健康状態を有していたとしても、仕事を得ることは相当な努力をしてもなお困難な状態であり、生活保護の適用がなければ、早晩急迫状態となることは明らかである。この点でも福祉事務所の不作為による困窮者を保護すべき義務違反というべきである。

以上のことから、保護申請却下処分は理由が無く違法であり、処分取り消しの裁定を認める。

(5)　事実認定

1　請求人は、平成１９年５月１６日付けで、病気により、仕事ができなくなり、また、扶養義務者からの援助がなくなったことにより、生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。

2　平成１９年５月２２日付けの検診書には要通院（２週間に１回）及び就労可

（軽作業）とのＪＡ高知病院医師（内科）の所見が記載されていること。

3　平成１９年６月２２日付けの検診書には要通院（２週間に１回）及び就労可（中等度作業）とのＪＡ高知病院医師（整形外科）の所見が記載されていること。

4　処分庁は、平成１９年６月７日及び平成１９年６月１９日にケース診断会議を開催したこと。

5　処分庁は、平成１９年６月２０日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

(6)　争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7)　判断

以下のとおり判断する。

法第４条第１項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、事実認定２、３にあるように処分庁は検診を実施している。

この請求人の検診を実施し、請求人の稼働能力を把握した処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、処分庁は請求人に対して求職活動を指導し、その求職活動の評価等を行うべきにもかかわらず、請求人に対して求職活動を指導した記録もなく、その求職活動を誠実に行ったかどうかの評価等も全く記載されていない。

稼働能力を活用したか否かは地域の雇用情勢、請求人の求職活動状況等について総合的に評価し、判断すべきにもかかわらず、それに関する記録はなく、検診の結果のみをもって稼働能力の不活用により原処分したことが妥当であるとの判断はできない。

したがって、処分庁が法第４条第１項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については稼働能力活用状況の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第４０条第３項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成１９年１０月４日

高知県知事　橋本　大二郎

（教示）

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）決定取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）